

令和7年度石川県地域公共交通等運行継続特別支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和7年度石川県地域公共交通等運行継続特別支援金(以下、「支援金」という。)の交付について、石川県補助金交付規則(昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 乗合バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。
- 二 タクシー事業者 法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。
- 三 運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下、「運転代行業適正化法」という。)第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。

(目的)

第3条 知事は、燃料価格の高騰の影響を受け、厳しい経営環境に直面している地域公共交通等事業者の事業継続を支援するため、その保有する交付対象車両の台数に応じて、予算の範囲内において支援金を交付する。

(支援金の交付対象者及び交付額等)

第4条 支援金の交付対象者、交付対象車両、交付額及び不支給要件は、乗合バス事業者にあつては別表第1、タクシー事業者にあつては別表第2、運転代行業者にあつては別表第3に定めるとおりとする。

(交付申請並びに実績報告)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、交付申請書並びに実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

(交付決定並びに額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査の上、これを正当と認めるときは、支援金の交付決定並びに額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の経理等)

第7条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る経理を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存す

るものとする。

(支援金の支払い)

第8条 この要綱に基づく支援金は、額の確定後精算払いにより支払うものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第9条 知事は、交付対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- 一 この要綱の規定に違反した場合
- 二 支援金の交付決定の条件に違反した場合
- 三 交付申請書並びに実績報告書に虚偽の記載をした場合

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度の補助金に限り適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	乗合バス事業者
交付対象事業者	次の要件をすべて満たす乗合バス事業者 ・ 県内に営業所を有する者 ・ 令和 7 年 4 月 1 日から交付申請日までの間、継続して事業を実施している者 ・ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者
交付対象車両	令和 7 年 4 月 1 日時点で、国土交通省北陸信越運輸局石川運輸支局（以下、「運輸支局」という。）に登録され、県内の営業所に配置している事業用自動車のうち、次の路線等の運行の用に供する車両 ・ 路線バス及び県内特急バス（小松空港連絡バス、定期観光バス、周遊観光バス、その他主に観光を目的とする路線は除く） ただし、次に掲げる車両は、交付対象車両から除く。 ①乗合バス事業者が受託する運行に係る経費のうち運賃収入等（委託料を含む。）を除いた実負担額の全部が、当該乗合バス事業者以外の者により補填される運行に専ら使用する車両 ②市町等の委託等を受けて運行するコミュニティバス専用車両 ③交付申請日までの間に、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）に基づく永久抹消登録又は一時抹消登録を受けた車両 ④自動車検査証の有効期間が満了した車両
交付金額	交付対象車両 1 台につき 1 5 0, 0 0 0 円

別表第 2（第 4 条関係）

区分	タクシー事業者
交付対象事業者	次の要件をすべて満たすタクシー事業者 ・ 県内に営業所を有する者 ・ 令和 7 年 4 月 1 日から交付申請日までの間、継続して事業を実施している者 ・ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者
交付対象車両	令和 7 年 4 月 1 日時点で、運輸支局に登録され、県内の営業所に配置している事業用自動車（タクシー事業の用に供する車両に限る） ただし、次に掲げる車両は、交付対象車両から除く。 ①福祉輸送事業の用に限り使用する車両 ②交付申請日までの間に、道路運送車両法に基づく永久抹消登録又は一時抹消登録を受けた車両 ③自動車検査証の有効期間が満了した車両
交付金額	交付対象車両 1 台につき 5 0, 0 0 0 円
不交付要件	・ 石川県飲酒運転根絶宣言実施要綱に定める飲酒運転根絶宣言事業所の登録が未了となっていること

別表第3（第4条関係）

区 分	運転代行事業者
交付対象事業者	次の要件をすべて満たす運転代行事業者 ・ 県内に営業所を有する者 ・ 令和7年4月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施している者 ・ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者
交付対象車両	令和7年4月1日時点で、石川県公安委員会に随伴用自動車として申請又は届出し、県内の営業所に配置している車両 ただし、次に掲げる車両は、交付対象車両から除く。 ①交付申請日までの間に、道路運送車両法に基づく永久抹消登録又は一時抹消登録を受けた車両 ②自動車検査証の有効期間が満了した車両
交付金額	交付対象車両1台につき30,000円
不交付要件	・ 「運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表」に基づく自主点検の結果、適合しない項目があること ・ 交付申請日前1年以内に、運転代行業適正化法に基づく指示処分又は営業停止処分を受けていること ・ 未納となっている県税又は労働保険料があること ・ 石川県飲酒運転根絶宣言実施要綱に定める飲酒運転根絶宣言事業所の登録が未了となっていること

石川県知事 様

所在地又は住所
名称及び代表者名

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金交付申請書並びに実績報告書

標記支援金の交付について、関係書類を添えて、下記のとおり交付申請並びに実績報告します。

記

1 支援金の額

区 分	算 定 式	申 請 額
乗合バス事業者	150,000 円× () 台	円
タクシー事業者	50,000 円× () 台	円
自動車運転代行業者	30,000 円× () 台	円
申請額 (合計)		円

2 交付対象車両
別紙のとおり

3 宣誓・同意事項

※以下の項目に宣誓又は同意する場合にチェック印☑をしてください

(支援金の交付にはすべての項目に☑が必要です。)

- ☐ 交付要綱第 4 条に規定する交付対象者及び交付対象車両の要件を満たしています。
- ☐ 交付要綱第 4 条に規定する不交付要件には該当しません。
- ☐ 申請要件に該当しない事実や不正受給等が判明した場合は、補助金の返還に応じます。
- ☐ 申請内容に関する軽微は記入間違い等については、石川県が補正することに同意します。
- ☐ 申請内容の不備が、石川県が指定する期限までに解消されなかった場合は、石川県が当該申請は取り下げられたものとみなすことについて同意します。
- ☐ 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取等には誠実に応じます。

(発行責任者)
所 属
氏 名
電話番号
(担当者)
所 属
氏 名
電話番号
メールアドレス

交付対象車両一覧表

(事業者名 ○×交通)

No	車両番号	車検証の有効期間	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

石川県知事 様

所在地又は住所
名称及び代表者名

石川県地域公共交通等運行継続特別支援金支払請求書

令和 年 月 日付け交通第 号により交付決定並びに額の確定通知を受けた石川県地域公共交通等運行継続特別支援金の精算払を受けたいので、石川県補助金交付規則の規定により下記のとおり請求します。

記

1 請求額 _____ 円

2 請求内訳

交付決定額（確定額）	円
交付済額	0円
精算請求額	円

3 振込先

金融機関名	
支店名	
預金種類	
口座番号	
口座名（フリガナ）	

(発行責任者)

所 属 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

(担当者)

所 属 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____